



# 衆議院憲法審査会ニュース

— 第 189 回国会 —

H27.5.12 号外

発行：衆議院憲法審査会事務局

## 高知地方公聴会開催を決定

5月7日の憲法審査会において、高知県高知市での地方公聴会開催を決議しました。

### 1. 開催の趣旨

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査のため、盛岡地方公聴会（H26.11.17）に次いで、今般、広く国民の皆様から「改正国民投票法等の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」をテーマにご意見を聴取する地方公聴会を、6月15日（月）に高知県高知市において開催することとなりました。

### 2. 開催要領

①日時 H27.6.15（月）午後1時より

②場所 高知県高知市  
ホテル日航高知旭ロイヤル

③派遣委員 保岡会長ほか委員7名

④意見陳述者 6名程度  
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に在住する方から一般公募を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定します。

### ⑤議事順序

- ・開 会
- ・団長挨拶
- ・副団長発言
- ・意見陳述者の意見開陳（各10分）
- ・派遣委員から意見陳述者に対する質疑（各10分×6名）
- ・団長挨拶
- ・散 会（所要2時間30分程度）

### ⑥議事整理等

- ・団長が会議における座長を務め、会議の議事整理及び秩序保持等を行います。
- ・会議は、衆議院における議事規則に準拠して行います。

### ⑦傍 聴

- ・国会議員、国会議員秘書、報道関係者のほか一般傍聴を団長において許可します。
- ・一般傍聴は、各会派に対する割当のほか、あらかじめ事務局に傍聴を申込み、当日傍聴券を持参した方（申込み者本人に限る）の傍聴についてのみ認めます（100名程度）。
- ・本人確認のため、身分証の提示を求めています。
- ・手話通訳の手配を予定しています。

### 3. 意見陳述の申出方法

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に在住する方で意見を述べようとする方は、「改正国民投票法等の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」の意見の概要（当日開陳する意見の要旨を800字以内）、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号及び **高知公述希望** の旨を記載し、封書又は電子メールで下記の宛先へ申し出て下さい。申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。なお、意見陳述者の方には旅費及び日当を支給いたします。

※傍聴も希望する方は、「4. 傍聴の申込み方法（一般傍聴）」に従い別途お申込み下さい。

※意見陳述者に選ばれた方には、開催日の1週間前を目途にご連絡いたします。

※意見陳述者に選ばれた方の意見の概要については、公開することがあります。

【締 切】 **H27.6.1（月）正午（必着）**

【宛 先】

〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法審査会事務局気付

憲法審査会会長宛

E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp

### 4. 傍聴の申込み方法（一般傍聴）

傍聴を希望する方は、封筒の表に **高知傍聴希望** と記載し、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼った**返信用封筒（長型3号程度）を必ず同封し**、封書で下記の宛先へお申込み下さい（1人1通に限ります）。

なお、申込み多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨申込み者宛に通知いたします。

※開催日の1週間前を目途に、傍聴者に選ばれた方には傍聴券を、抽選に漏れた方にはその旨を記載した文書を郵送いたします。

【締 切】 **H27.6.1（月）正午（必着）**

【宛 先】

〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法審査会事務局気付

憲法審査会会長宛

【問合せ先】 衆議院憲法審査会事務局

03（3581）5563（直通）

03（3581）5111（代表）

内線37210、37211